広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る業務委託仕様書

令和６年７月

石川県総務部デジタル推進監室

第１章　全体概要

１　業務名

広域被災者データベース・システム整備事業推進業務（以下、「本業務」という。）

２　事業目的

　令和６年能登半島地震での対応を検証し、被害状況の把握や輸送に時間がかかった点などを踏まえて、発災直後から復旧・復興まで切れ目のないきめ細やかな被災者支援の実現に向け、多様な関係者が連携、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を行い、被災者の支援に必要な情報や支援状況を一元的に「被災者台帳」に集約するとともに自治体システムや民間サービスと連携して、台帳情報の提供を安全かつ効率的に行う「広域被災者データベース・システム」を整備し、全国展開を行う。

　被災者台帳に係るシステム標準化を進めることで、被災者台帳への情報集約が効率的となる一方で、災害の種類や程度または市町村ごとに必要な情報が異なるため、そうした現場のニーズに応じた被災者台帳の作成に、迅速かつ柔軟に対応するデータベースが求められている。

３　業務期間

契約締結の日（令和６年８月を想定）から令和７年３月３１日まで

４　システム構成図及び体制図

（１）広域被災者データベース・システム（以下「本システム」という。）のシステム構成図は以下のとおり。



今回の整備範囲

（２）広域被災者データベース・システム構築・検討ワーキンググループ体制図

　　整備する広域被災者データベース・システム構築・検討ワーキンググループ（以下「検討ワーキンググループ」という。）の体制図は以下のとおり。



５　前提・留意事項

本業務の実施における前提・留意事項は、以下のとおり。

（１）広域被災者データベース・システム整備事業と想定スケジュール

本システムは、広域災害が発生した際には他の都道府県も活用できるよう、全国モデルとして検討を進めることとしている。令和６年度は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPES）を活用し、事業の基礎となる本システムを整備し、検討ワーキンググループで行う標準仕様書（必要な機能・ユースケース及び業務フロー）や導入手順書の策定、個人情報の共有の範囲や取扱いについて対応の明確化、今回の被災者支援における現場検証を行うものとする。

1. 令和６年度（デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組み）

【検討ワーキンググループの整備・運用、標準仕様書等の作成】

・検討ワーキンググループの運用（企画・調査、資料・記録作成）

・標準仕様書となることを前提とした仕様書（BPMNによる業務フロー、機能要件や非機能要件等）の策定

・導入手順書の策定

・個人情報の共有の範囲や取り扱いについての対応の明確化（個人情報の取り扱いに関する実態把握及び課題、ニーズ抽出アンケート・ヒアリング調査、報告書の作成）

・応急期における避難所及び避難所外被災者の支援に係る企画、調査の実施

・石川県デジタル化推進会議(\*1)及び同会議幹事会と連携し、市町意見、ニーズの取り込み等に参画

\*1：（https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/ishikawa\_prefecture\_digitization\_promotion\_conference.html）

・令和６年度以降の本システムを活用した新たな被災者支援の具体化に向けて、庁内各部局、市町、民間企業等との協議・調整

　【システム整備】

・本システムの整備

・アジャイルな開発に係るプロジェクトマネジメント（PMO）

・本業務では、以下の国、県、事業者が提供する多様なアプリ・システムと円滑なデータ連携を行えるようにすること。なお、連携先のシステムの改修は含まないものとする。

１．被災者台帳システム

・クラウド型被災者支援システム

（<https://bosai-dx.jp/operation/3600/>）

（<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/disaster/7958/>）

・Bizひかりクラウド被災者生活再建支援システム

（https://bosai-dx.jp/shelter/3369/）

２．避難所運営システム(デジタル庁が示すモデル仕様書に適合する避難所運営システム)

　　（<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/#specification>）

３．データ連携基盤

・石川県広域データ連携基盤（デジタルコミュニケーションプラットフォーム）

（https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/datalinkbase/7570/）

４．被災者アセスメント・支援記録

・市町村が業務で活用する汎用システム（kintone、Excel等）

５．石川県被災者情報登録フォーム（石川県公式LINEから提供するサービス）

1. 物資調達・輸送調整等支援システム（<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/push_sistem.pdf>）
2. 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）（https://www.ds.se.shibaura-it.ac.jp/?page\_id=19）

　　　８．総合防災情報システム（石川県総合防災情報システム）

・“EYE-BOUSAI”（https://bosai-dx.jp/learning/2774/）

・“石川県防災ポータル”（<https://pref-ishikawa.my.salesforce-sites.com/>）

②　令和７年度以降（想定）

・庁内各部局、市町や民間企業等との連携を拡大し、具体的な被災者支援の検討・実装を継続的に行う。

・石川県デジタル化推進会議、推進体制、関係組織等と連携し、本システムを活用した被災者支援の具体化を進める。

（２）法令や国が示す計画、指針、ガイドライン・政策等への準拠

　　　本システムは、市町村の区域に跨る広域災害において自治体が保有する被災者情報を共有することを目的とするため、各種法令や国が示す各種ガイドライン・政策等に準拠したものとする。

本県が準拠すべきと考えるものは以下のとおりであるが、これに限らず、検討ワーキンググループにおける議論や受託者の知見をふまえつつ、現時点で準拠が必要と考えられるものや、今後新たに追加されるものについても必要に応じて準拠していく。

なお、準拠の是非については、本県と協議の上、決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 参照先URL |
| 内閣府「防災分野の個人情報の取扱いに関する指針」 | <https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyouho/shishin.html><https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyouho/pdf/shishin_gaiyou.pdf> |
| 内閣府「被災者台帳の作成等に関する実務指針」 | https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya\_jitumuhontai.pdf |
| 内閣府「災害ケースマネジメント実施の手引き」 | https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/r5zenpen.pdf |
| APPLIC「防災業務アプリケーション標準仕様　防災情報共有ユニット」 | https://www.applic.or.jp/standard-2020/applic-0002-2020/standard-2020-1/dis-ab01\_v1-5/ |
| APPLIC「被災者台帳管理システム導入手引き」 | https://www.applic.or.jp/2022/stand/APPLIC-0002-2021/APPLIC-0002-2021-05/APPLIC-0002-2021-05-gis-hisaisya.pdf |
| 内閣官房「デジタル行財政改革会議（令和６年６月18日デジタル行財政改革会議決定）」・デジタル行財政改革 取りまとめ２０２４（概要／本文）・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（概要／本文）・デジタルライフライン全国総合整備計画（本文）・防災分野におけるデジタル行財政改革の取組方針について | <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/torimatome_gaiyou.pdf><https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/torimatome_honbun.pdf><https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/houshin_gaiyou.pdf><https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/houshin_honbun.pdf><https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/zensou_honbun.pdf><https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi7/kaigi7_siryou6.pdf> |
| 内閣府「防災情報のページ\_内閣府防災担当からの各都道府県等への通知」・避難所外被災者への適切な支援の実施について（依頼）（１月17日）・令和６年能登半島地震における被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供並びに広域避難者の支援に係る情報の連携について（依頼）（１月29日）・被災者の居所の把握及び被災者台帳への集約等について（依頼）（２月７日）・令和６年能登半島地震に係る災害ケースマネジメント等の被災者に寄り添った支援の実施について（依頼）（２月28日） | <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r60117_ishikawa.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r60129_seirei.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r6020701_ishikawa.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r60228_ishikawa.pdf> |
| 内閣府「防災情報のページ\_令和６年能登半島地震に係る検証チーム」・令和６年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート（概要）・令和６年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート・別添資料　令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策について・令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～・令和６年能登半島地震の概要と自治体支援の状況・令和６年能登半島地震における被災市町への応援職員の派遣について・令和6年能登半島地震における避難所運営の状況・令和６年能登半島地震における各省庁の避難所運営等に係る対応状況・令和６年能登半島地震における物資調達・輸送の状況・令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策について・令和６年能登半島地震における各省庁の物資調達・輸送に係る対応状況・令和６年能登半島地震における初動対応について | <https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_report_gaiyo.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_report.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_shingijyutu.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_catalog.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team2_shiryo01.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team2_shiryo02.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team3_shiryo02.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team3_shiryo03.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team4_shiryo01.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team4_shiryo02.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team4_shiryo03.pdf><https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team5_shiryo01.pdf> |
| デジタル庁「令和６年能登半島地震を踏まえた今後の取組についての詳細資料」・令和６年能登半島地震を踏まえた今後の取組について2024/06/04\_国民向けサービスG防災班・令和６年能登半島地震を踏まえた今後の取組について（参考資料）　2024/06/04\_国民向けサービスG防災班 | https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/f7339476-4afc-42d8-a574-a06bb8843fb5/7ec54287/20240604\_policies\_disaster\_prevention\_outline\_02.pdfhttps://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/f7339476-4afc-42d8-a574-a06bb8843fb5/21bacd2c/20240604\_policies\_disaster\_prevention\_outline\_03.pdf |
| デジタル庁「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカタログ（2024年春版）」 | https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/pdf/catalog.pdf?0701 |

（３）デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPES）への対応

　　　本システムは、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPES）の交付決定を受けて実施するものである。

そのため、本業務実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱にしたがって実施する必要があり、受託者は以下の点に留意して業務を行うこと。

・事業実施報告資料等の作成にあたって、本県の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。

・業務委託料の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した様式を提出すること。なお、必要に応じて証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。

提出時期及び様式は、内閣府地方創生推進室、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局及び内閣官房デジタル行財政改革会議事務局の提示を待って指示する。

・内閣府地方創生推進室、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局及び内閣官房デジタル行財政改革会議事務局に対する報告会（令和６年12月頃及び令和７年５月頃）を開催し、事業の進捗報告等を実施するため、その際に必要な支援を行うこと。

（４）広域被災者データベース・システム整備事業に関するKPI

デジタル田園都市国家構想交付金の活用にあたり、本システムの運用開始から令和７年度末時点に達成するべきKPIを設定しており、本業務の実施が当該KPIの達成につながるものとなるよう留意すること。

第２章　検討ワーキンググループの整備・運用、仕様書等の作成

１　業務内容

1. 検討ワーキンググループの整備

　開催時期、内容、アウトプット等について企画、提案を行うこと。

（２）検討ワーキンググループの運用

　検討ワーキンググループにおいて以下の事項について検討するため、構成員の召集、会議資料・記録の作成、構成員への共有、意見のとりまとめ、外部有識者等の委嘱、謝金の支払い等を行うこと。（外部有識者等の謝金は、別途県が負担するため、本業務に係る経費に含まないものとする。）

1. 本システムと連携する情報システムに関する全国及び本県の現状、課題の整理を行うこと。
2. データ、ルール、ガバナンスの整備に向けて、以下の事項について全国及び本県の現状、課題の整理を行うこと。

・基本情報の設定、確実な実行。共有手段の標準化、平時からの運用。共有範囲の明確化、運用体制の整備

　　・連携する情報システム未導入自治体のアナログ情報、独自データへの対応に向けた、全国及び本県の現状、課題の整理

　　・共有される情報へのアクセス権の付与、管理に係る必要な機能、業務フローの整理

　　・自治体毎に個別に整備される業務システムとの連携に向けて、全国及び本県の現状、課題の整理

1. 応急期における避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証

　　・避難所及び避難所外被災者の支援に係る取り組みに関するアンケート調査、報告書の作成

　④　個人情報の共有の範囲、取り扱いに係る調査・検証

　　・個人情報の取り扱いに関する実態調査及び課題、ニーズ抽出アンケート・ヒアリング調査、報告書の作成

（３）仕様書等の策定について

　　　上記、検討ワーキンググループでの議論も踏まえ、以下の事項についての策定を行うこと。

1. 仕様書の策定

　　・標準仕様書となることを前提に、本システムに係る仕様書（BPMNによる業務フロー、機能要件及び非機能要件、データフロー、データモデル等）の策定

　　・仕様書の作成にあたっては、フィジビリティを十分に確認・検証すること。

1. 導入手順書の策定

　　・他の自治体が円滑にシステム導入できるよう、関係者がシステムを導入し利用できるようにするために必要な手順を整理した導入手順書の策定

（４）設定されたKPIの測定について

　　　本システムの運用開始から令和７年度末時点に達成するべきKPIを以下のとおり設定しており、KPIの達成状況の測定を行うこと。

　①　広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、個別訪問等で収集した要配慮の被災者の情報を、支援実施担当者間で共有するために要する時間の削減割合

　②　広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、被災者が市町村の区域を跨いで広域避難した被災者情報を、被災元自治体と避難先自治体との間で共有するのに要する時間の削減割合

　③　広域被災者データベース・システムを利用した被災者支援を行う職員が非常に満足した又は満足した者の割合

　④　広域災害において、市町村が被災者台帳システムを個別に構築運用した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間に対し、都道府県が広域被災者データベース等を構築した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間が下回ること

　⑤　開発に関わった職員のうち、申請都道府県以外の都道府県の職員が当該広域被災者データベース・システムの導入を強く希望する又は希望する者の割合

第３章　システム整備

１　業務内容

（１）システム整備

令和６年能登半島地震のように、広域災害における「市町村の行政機能の一時的な低下」、「多様な支援者が入れ替わり支援」、「広域避難者の存在」といった３つの特徴を踏まえた上で、支援を必要とする被災者を把握し、切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するために、以下の２つの機能を備えたシステムを整備すること。

なお、以下に記載する要件は、本県が本機能の実装において最低限必要と考えるものとして想定するものであるため、過不足や、その他、対応すべきと考えられる要件があれば随時追加提案し、本県と協議の上、実現すること。

1. 市町村が整備する被災者台帳等から必要なデータを収集し、名寄せ・管理する機能

　② 多様な支援者が同一の被災者に対して行う支援の記録や共有を行えること並びに、適切なアクセス権を付与する機能

（２）サービス実証

システムの正常な稼働を確認するため、第２章１（３）①の業務フローの実証を行うこと。

２　基本要件

（１）第１章の記載内容を踏まえた本システムのアーキテクチャや実装方針を明らかにすること。

実装にあたっては、現被災者データベースFoundry（\*2）を参考とし、検討ワーキンググループでの議論内容についても考慮すること。\*2：（https://www.palantir.com/jp/platforms/foundry/）

また、受託者（本システム構築者）以外の事業者が本システムで新たなサービスを提供することになった場合、当該事業者に対して、円滑な業務移行のための引き継ぎを行うこと。

（２）市町村の区域を越えて被災者のパーソナルデータの連携を実現するためのシステムとして、民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携を可能にするとともに、データ流出・漏えい、不正アクセス等に対応した高水準のセキュリティレベルにすること。

（３）パーソナルデータの取扱いにあたっては、災害対策基本法や、個人情報保護法、パーソナルデータの取扱いに関する関係諸規定を踏まえた実現方法について明らかにし、本県に説明及び検討ワーキンググループで検討の上で構築すること。

なお、本章に記載の要件のうち、法令等の制約から実現が困難なものがある場合は、その根拠となる法令、理由と解決方針等を明らかにすること。

（４）本システムは、広域災害が発生した際には他の自治体も活用できるよう、全国モデルとして開発することを想定しており、自治体が保有する既存システム等との連携容易性について考慮されていること。またシステム構成図に示すようにラッパーモジュールなどを準備し、本プロジェクトで定義を行う本システムによるデータの標準化と既存システムの改変の削減の両立を意識すること。

（５）「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に基づき、クラウド上にシステムを構築すること。

なお、今後取り扱うことが想定されるデータやサービスを想定し、セキュリティ等を配慮すること。

（６）システムの運用や今後の機能拡張にあたり、受託者以外でも対応可能となるように配慮すること。

（７）システムの整備にあたり、事業費の低減につながる工夫を図ること。

（８）契約締結後、１ヶ月以内に必要な機能の検討に係るシステム環境を提供し、検証を開始できること。

（９）受託者は、令和７年３月末日までのシステムの整備スケジュールを策定し、発注者の承認を得ること。

（10）令和７年３月１日には実装が完了し、本システムの試験運用が行なえること。令和７年４月１日以降、継続して運用が可能となること。（令和７年度は別契約とする。）

（11）令和７年４月１日以降の本番運用に向けて、現被災者データベース（Foundry）からデータ移行を行うため、必要な作業や費用について提案すること。

（12）システムの整備にあたって、本仕様書に記載のない事項については、原則、「石川県情報調達共通特記仕様書」に準じるものとする。（別紙、参考資料を参照）

３　システム環境整備

（１）本システムが稼働する上で必要となるシステム環境を整備すること。なお、本システムが稼働するクラウド環境は、次の要件を全て満たすものであること。満たせない場合は、代替条件を示すこと。

①　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス、またはISO/IEC27017:2015規格（ISMSクラウドセキュリティ認証）による認証を得ている環境であること。

②　AICPA（米国公認会計士協会）のSOC2、SOC3または日本公認会計士協会が定める同等の監査フレームワークに対応し、第三者監査人の監査を受け実施されている旨の証明の提出ができること。

③　サーバ機器類の設置場所は日本国内とすること。

④　ユーザが作成したデータ（本システムを通じて送信、保管、統合、インポート、表示、配布又は利用するために、直接又は第三者を通じて間接的に作成又は提供されるものであるデータを意味し、その集合体又は変形版及び分析成果を含む。）は国内のデータセンターのみに保存され、バックアップを含め海外へ移転されないこと。

⑤　個人情報保護法等の国内法が適用され、日本の裁判管轄の指定があること。

⑥　利用するデータセンターは、日本データセンター協会「データセンターファシリティスタンダード」基準のTier3相当以上であり、建築基準法の新耐震基準（昭和56年６月１日以降の確認申請を受けた建物）に適合していること。

⑦　本システムの利用終了の際は、ユーザが作成したデータについて、復元不可能となる方法により破棄できること。

（２）本システムが稼働する上で必要となるクラウド環境に関するNW を設計・設定・構築すること。また、職員端末及び被災者台帳等の既存のシステムとの連携に必要なネットワーク要件を提示すること。

（３）セキュリティチェック

　　　（１）の要件のほか、本システムは、別紙１「外部サービス利用に係るセキュリティチェックリスト」のうち「選定時チェック」に係るセキュリティ要件を満たしていること。また、同チェックリストの回答欄に記入して、提出できること。その際、不適合項目がある場合は代替案を明示すること。

４　アジャイル開発

受託者は、現場実証でのアジャイル開発において、ブランチ管理機能等を用いて必要な改修に対してテストを実施し、迅速に本番環境への反映を行うこと。なお、利用者への影響範囲・規模または改修規模等に応じて、事前に試験項目等について発注者と議論すること。

開発にあたっては、大まかな仕様を決定後、システム全体を２週間程度で開発できる規模に分割し、分割した機能単位に要件定義、設計、開発、テストを実施、機能単位でリリースを行うこと。なお、生産性の向上を目的とした分割期間についての提案は可能とする。

検討ワーキンググループとコミュニケーションを取りながら開発を行うこと。

５　総合テスト

受託者は、現場実証後の運用に向けて総合テストを実施すること。

（１）実際の職員端末、インターネットに接続されたPCを用いて本番環境上で試験を実施すること。

（２）被災者台帳システム（クラウド型被災者支援システムやBizひかりクラウド被災者生活再建支援システム）及び石川県広域データ連携基盤との連携試験を含めること。

（３）参加者、シナリオ、試験項目などを記載した総合テスト計画書を作成し、シナリオに沿って試験を行い、本仕様書の要件を満たしていることを確認すること。なお、関連システムの連携試験に要する費用は受託者が負担すること。

６　操作・説明会

　　システムを使用する県及び市町職員等に対し、必要な操作説明会や研修を随時行うこと。

７　受入テスト支援

発注者がシナリオに沿って試験できるよう、参加者、シナリオ、試験項目などを記載した受入テスト計画書を作成すること。

（１）受託者は、システム操作などに関する発注者からの問合せに対応をすること。

（２）受入テストで確認された障害について、解析を行い、対応方針を発注者へ提出して承認を得ること。

（３）発注者に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

８　機能要件

　　本システムの機能要求は別紙２「機能要求」に記載する。

９　非機能要件

（１）運用

①　計画停止期間を除き、原則として24時間365日稼働すること。

②　外部システムとのデータ連携可能な時間は、原則として24時間365日とすること。

③　本サービスの年間稼働率が99.9％以上であること。

④　計画停止報告、運用状況報告を行うこと。

（２）性能・拡張性

　①　登録可能なユーザアカウント数

登録可能なユーザアカウント数は、1,500アカウント以上であること。

　②　コンピューティングリソースの調整

　　　登録されている全ユーザアカウントからの同時リクエスト（データ更新等）に耐えられる性能を確保するように、処理のピークに応じて必要なコンピューティングリソース（メモリ容量、CPU能力、ネットワーク帯域幅等）を随時調整すること。

1. ストレージ最大容量

　　　ユーザ（県及び市町職員等）が作成したデータの蓄積状況に応じて、随時ストレージ容量をスケールアップできること。

1. データ管理

　　　データセットのバージョニング管理を行い、毎日データを更新した場合においても、更新履歴を最低30日間まで遡って確認できること。

（３）保守・障害対応

①　活性保守を行い、連絡体制を含め、常時障害対応が可能な体制を整えること。

②　システム利用職員の不注意、故意等によるデータの消失対策として、日次で自動的にデータベースファイルのバックアップをとること。また、バックアップからのリストア手順を整備すること。

③　運用・保守において、発注者からの問合せ等に直接対応する技術者は、日本国内に居住しており、日本語を用いたコミュニケーションが可能であること。

④　運用・保守に携わる技術者に対し、ITサービスマネジメント、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する教育・研修を実施し、重要情報の取り扱いに関する安全保護処置の内容と必要性を理解させること。

⑤　問合せ対応は、発注者が指定するコミュニケーションツールによる連絡にも対応すること。なお、問合せには本システムの操作に関する技術的なサポート、分析支援を含む。

⑥　上記の問合せに対して、受注者は問合せ日から２営業日（開庁日）以内に対応を開始し、５営業日（開庁日）以内に発注者と受注者で初回報告を行うこと。その後、対応が終了するまで週１回程度の状況報告を行うこと。

⑦　発注者は、受注者が提示するシステムの約款の内容等を踏まえて、本システムの運用管理を計画し、運営要領として策定する。受注者は、これらの作成または変更に必要な助言を行うこと。

（４）定例保守ミーティング

　①　問合せ対応及び課題解決のサポートのための打合せを、定例で週１回、１時間程度、実施すること。

　②　本システムの稼働状況やサービス変更、アップデートなどの情報提供を含む打合せを、定例で月１回、定例ミーティングに含めて開催すること。

（５）冗長性

　本システムは冗長性を確保すること。

（６）システムの約款

　　　本システム利用の約款として、下記の項目について記述した「システム要件定義書」を本仕様書10により、発注者に提出すること。

1. システムの機能（本仕様書８の機能要求の内容を全て含む）
2. システムの提供（本仕様書９の非機能要求の内容を全て含み、特にシステム提供時間、メンテナンスの実施の考え方と周知の方法について明示する）
3. 運用体制（発注者、受注者及びクラウド基盤提供事業者の役割及び責任分界点を踏まえたものとする。また、クラウド基盤提供事業者に起因する事象も含めて、サービス変更情報、障害情報等のお知らせの定期的な確認手順も含めて明示する。）
4. インシデント対応手順（クラウド基盤提供事業者に起因する事象も含めて、情報セキュリティインシデント（障害復旧等を含む）が発生した際に、発注者に対して対処状況、対処策についての説明や代替手段の提供が速やかに行われるよう、対応手順を策定して明示する。）
5. システムレベルの考え方（発注者と受注者の責任分界点やシステムの稼働率の算定方法について明示する。）

（７）情報セキュリティインシデント対応

　　　受注者は、クラウド基盤提供事業者や情報通信事業者に起因する事象も含めて、情報セキュリティインシデント（障害復旧等を含む）が発生した際には、インシデント対応手順に基づき県管理者へ連絡・報告を行う。

また、そのインシデントを管理し、速やかに緊急度及び対策の必要性を検討のうえ、対策が必要な案件については対策実施の進捗管理を行う。さらに、把握したインシデントで対処が必要な場合、迅速に回避策若しくは復旧作業等の対策を行うこと。なお、対応後は、障害原因、影響範囲、再発防止策をまとめて発注者に報告すること。

（８）関連事業者との連携

　　　本システムがデータ連携する他のシステム等において、障害の原因究明等のために、調査または情報提供の依頼があったときは、発注者の求めに応じて必要な調査を行い、情報を提供すること。

一方で、本システムと連携する他のシステム等に調査を依頼する必要が生じたときは、できるだけ具体的で明確な内容で、発注者を通して調査を依頼する。また、必要と認められる場合は、発注者とともに関連事業者と調整等を行うこと。

（９）委託事業者との連携

　　　発注者が本システムを活用したデータ整備や運用にかかる業務を委託する場合は、その受託者と円滑なコミュニケーションを図り、業務運用にあたること。

（10）データセキュリティ

　①　データの所有者

　　・ユーザ（県及び市町職員等）が作成したデータの所有者は、原則として発注者またはユーザとすること。

・ユーザが作成したデータについて、受注者は県管理者の指示の下で取り扱うこと。

　②　データの暗号化

　　・本システムに保存されているデータは、データセット毎に暗号化されていること。暗号化の方式・強度はAES256とする。

　　・システム間連携やアプリ連携等において、ネットワーク経由でのデータの送受信をする際は、通信プロトコルとしてHTTPS（ポート番号443番）を用いること。

　③　データの操作の記録

　　・ユーザが作成したデータに対する操作（編集や削除、アップロード、ダウンロード等）を行ったユーザがわかるよう操作履歴の管理ができること。

　　・上記の記録は、UI上でも30日間表示できること。

　④　データのバックアップと復旧

　　・データのバックアップは、本仕様書９（２）④に規定するバージョニングができる状態で取得すること。

　　・発注者から受注者へデータ復旧の対応依頼を行った場合は、24時間以内に復旧できること。

　⑤　データの消去

　　　本システムの利用終了の際は、ユーザ及び県管理者のアカウント及びその関連情報を削除し、またユーザが作成したデータについて復元不可能となる方法により廃棄すること。また、その証跡を利用終了後２か月以内に提出すること。

（11）本システムのセキュリティ

　①　アクセス権限

　　　本システムへの通信について、IPアドレス毎、アプリケーション毎等の単位でホワイトリストにより制御し、アクセス制限できること。

　②　セッション管理

　　　ログイン後、一定時間が経過すると再度ログインが必要になること。

　③　データを保管するストレージの暗号化

　　　データを保管するストレージを、XTS-AES256で暗号化すること。

　④　監視体制

　　・24時間無休の体制でモニタリング、アラート、サポートを行い、本システムのインフラストラクチャの監視を行うこと。

　　・本システム及びそれらの運用に使用しているサーバ上にセキュリティの脆弱性等を発見した場合は、迅速に対策を行い、セキュリティ上の問題を解消すること。

　⑤　システムのバックアップと復旧

　　　障害発生時には、原則として全ての機能を48時間以内に、障害発生時点から24時間以内のバックアップ状態まで復旧すること。

　⑥　ログの取得

　　　悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の監視及び分析をするために必要なアクセス記録、システム稼動記録等のログを取得し、発注者が閲覧または発注者に提供可能な仕組みを設けること。あわせて、アクセス記録等のログの改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じること。

（12）移行性

契約期間終了時、ユーザが作成したデータを安全に移行し、適切に移行されるまでサポートを行うこと。（受注者は、業務終了時点の取扱いデータを県が指定する形式で出力できるようにすること）

10　システム提供にあたり必要となる事項（運用時）

（１）業務従事者の配置

受注者は、本仕様書「９（３）保守・障害対応」を満たすように従事者を配置し、また、従事者を統括する業務管理者を定めること。

（２）書面の提出

　　　受注者は、本件調達の契約締結日以降速やかに、発注者と日程調整の上協議を行い、次の書面の提出期限を定めて提出し、内容について発注者の了承を得ること。なお、書面は日本語表記に限る。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 外部サービス利用に係るセキュリティチェックリスト | 本仕様書３に基づく別紙１の提出 |
| システム要件定義書 | 本仕様書９(６)に基づくシステムの約款の提出・システムの機能・システムの提供・運用体制・インシデント対応手順・システムレベルの考え方 |

（３）連絡調整と報告

　　　契約期間中は、県との連絡調整を行う担当者を配置し、県管理者が本システム提供状況の報告を求める場合等において、対応すること。

第４章　実施体制・スケジュール・納品物等

１　実施体制

本業務の確実な履行ができる実施体制で業務にあたること。

２　スケジュール

　　本業務の実施スケジュールを策定し、発注者の承認を得て作業すること。

３　納品物

（１）第２章に記載する検討ワーキンググループの整備・運用、標準仕様書等の作成に関するドキュメント類一式を納入すること。

（２）第３章に記載のシステムを整備し、利用可能な状態で納入すること。

（３）設計書/システム利用・運用マニュアル、ソースコード（既存知的財産権を除く）一式を納入すること。その他、今後のシステム再構築や改修を実施するにあたり必要なものを納入すること。

（４）開発されたシステム、仕様書や導入手順書は、全国展開するにあたり、国において活用できるよう、受託者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができるようにすること。詳細については契約締結後に発注者と協議の上、決定する。

（５）第２章及び第３章の各業務の実施後に、それぞれの業務に対する、業務完了報告書を納入すること。

　　　報告書は発注者と協議の上作成し、発注者が指定する時期に報告会を開催すること。

各書類は、電子媒体を納品すること。

納入先は、原則、石川県総務部デジタル推進監室とし、詳細は契約締結後に発注者と協議の上、決定する。

納入期限は、令和７年３月31日とする。

４　その他

（１）業務実施にあたり発注者からの貸与品その他資料の一切について、契約終了時に速やかに返却すること。取り込み済みデータは、抹消すること。

（２）知的財産権について

①　第３章に基づいて行う業務により新たに整備されたシステムは、新たに著作権の対象となることを前提として、業務遂行にあたること。

1. 著作者人格権については、これを行使しないこととし、再委託による開発があった場合についても同様とする。なお、著作権の取扱いについては「日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）」に準ずるものとする。
2. システムがパッケージソフトウェア、またはSaaSとして提供される場合、パッケージソフトウェア、またはSaaSの知的財産権は開発者に留保されるものとし、予め合意された利用許諾範囲内であれば発注者の利用を制限しないものとする。
3. 本システムの稼働に必要なソフトウェアがSaaSとして提供される場合は、本業務で開発されたシステムも含めて「第１章　全体概要　２．業務期間」に記載の期間における発注者の利用（保守・運用）を保証するものとする。

⑤　受託者は、すべてのライセンス契約及びSaaS契約について、発注者に代わり必要な登録作業を行うこと。

⑥　各機器の保証書、SaaSの利用条件書及びソフトウェアのライセンス契約書は、整理及びファイリングを行ったうえで発注者へ提出すること。

⑦ 本システムを運用するにあたり、受託者は、受託者が保有する知的財産権に基づいて、発注者に対して、自ら権利侵害であるとの主張をせず、また、再委託先に権利侵害の主張をさせないことを保証するものとする。

⑧　受託者は、特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その仕様に関する一切の責任を負うこととする。また、それに係わる費用についても受託者が負担すること。

（３）業務の実施にあたり必要な事項が新たに生じた場合は、発注者と協議の上、実施すること。